

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会（以下「当法人」という。）定款第5条が定める会員が納入する入会金及び会費に関する必要な事項を定め、それによって、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第5条に規定する入会金は次に掲げるところによる。ただし、入会金には初年度分の会費を含むものとする。

- | | | | |
|-----|-------|----|----------|
| (1) | 正 会 員 | | 5,000 円 |
| (2) | 賛助会員 | 個人 | 1,000 円 |
| | | 団体 | 50,000 円 |
| (3) | 学生会員 | | 1,000 円 |

2 定款第5条に規定する会費は、事業年度毎に負担する年会費とし、次に掲げるところによる。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 正 会 員 | 5,000 円 |
| (2) 賛助会員 個人 | 1,000 円 |
| 団体 | 50,000 円 |
| (3) 学生会員 | 1,000 円 |

3 会員は事業年度の途中で入会した場合でも、原則として前項の会費全額を納入する。ただし、特別な減免理由があること並びに減免されるべき金額を書面で代表理事に提示し、その承認がなされた場合はこの限りではない。

(会費等の納入)

第3条 当法人に入会した会員は、会員の入退会規則第2条第2項が規定する代表
理事の入会を承認する旨の通知を受けた日の翌日から起算して4週間以内に、

入会金及び入会事業年度の会費を、当法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎年3月末日までに現金支払、銀行振込もしくは電子決済等の方法により、第2条2項に規定する年会費を納入しなければならない。

3 当法人は、会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにする。

(退会時における会費の取り扱い)

第4条 会員が事業年度の途中において当法人を退会するときは、未納会費を納入する。

2 当法人は、会員が資格を喪失しても、その資格喪失の事由を問わず、会員が既に納入した入会金。会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、2018年10月1日から施行する。

会費規則の資料はこちらからダウンロード